

第42回 上越市景観審議会

【報告案件説明資料】

令和7年度の景観事業の報告について

令和7年10月15日

I. 景観事業の構成について（構成イメージ） · · · · · · · · · P2

2. 令和7年度の景観事業の報告について

①景観法に基づく届出制度の実施 · · · · · · · · · P3

②景観アドバイザー制度の実施 · · · · · · · · · P5

③南本町三丁目の景観まちづくり活動の主な取組 · · · · P9

④景観まちづくりの意識啓発のための情報発信 · · · · · P10

【景観づくりの目標】

～自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち～

景観行政 (都市整備課)

【目的】

市内全域の良好な景観づくりを行うため、周辺地域と調和が図られるように建築物等を誘導する。

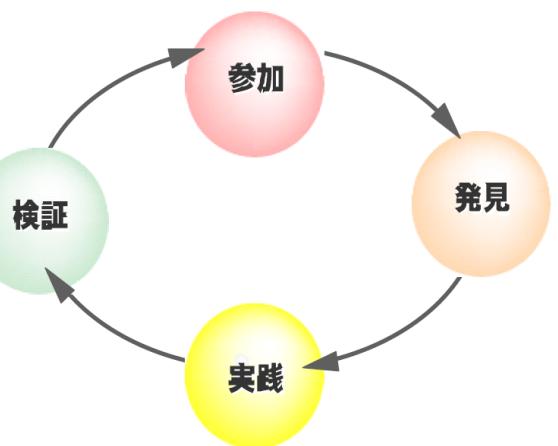
景観アドバイザー制度

景観届出制度

環境色彩ガイドラインの運用

屋外広告物のガイドラインの周知

景観づくりの基本理念 ～景観そだて～



意識啓発

景観資産の特定

景観情報誌

景観セミナー

SNSによる情報発信

景観まちづくり (各課の事業へ波及)

【目的】

様々な活動を通じながら、地域への愛着と誇りを育み、地域の特色ある街並みを保存・継承する。

景観まちづくり活動

<取組事例：南本町三丁目>

- ◆ワークショップ・検討会
- ◆イベントの開催、修景活動
- ◆色彩ガイドラインの運用
- ◆雁木の任意ルールの改正

▼
景観づくり重点区域の提案

◆令和7年度の景観事業の報告について

①景観法に基づく届出制度の実施

届出制度とは

- ◆景観づくりの誘導施策として、重大な影響を及ぼす一定規模を超える建築物・工作物等について、基準に適合するように指導・誘導し、周辺環境に調和させるための制度
- ◆平成15年度から届出制度を開始
- ◆景観アドバイザー制度の利用が可能

届出が必要な主な行為（景観づくり重点区域は別途、基準有）

- ◆建築物等の新築、新設、増築、改築、移転、大規模修繕、模様替え、色彩の変更 等
 - ▶延べ面積又は建築面積が500m²を超えるもの
 - ▶高さが13mを超えるもの
 - ▶3,000m²以上の開発行為

行為の基準

- ◆建物の主要な外観の色は景観色彩ガイドラインの環境色彩基準の範囲を超えないこと
- ◆周辺の建物や自然環境との調和に配慮
- ◆壁面の位置や高さに配慮
- ◆耐久性、耐候性、退色性等を考慮した素材を使用
- ◆照明の過剰な光が散乱しないようにする など

◆令和7年度の景観事業の報告について

届出制度の審査件数

年度	件数	内訳						
		商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	鉄塔	その他
R5全体	96	15	9	3	24	13	19	13
※安塚	(6)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
※南本町三	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
R6全体	77	21	4	7	13	7	17	8
※安塚	(3)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)
※南本町三	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
R7全体	23	2	3	2	3	4	5	4
※安塚	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
※南本町三	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

※R7年度は令和7年9月末までの件数

※安塚：景観づくり重点区域（安塚地区）の件数

※南本町三：景観づくり重点区域（南本町三丁目地区）の件数

今後の課題

- ◆届出案件については、届出者と周辺環境への調和に対する意識を共有しながら、より良い計画へと誘導していくことが今後の課題である。
- ◆引き続き、事前協議を丁寧に行いながら対応していく。

◆令和7年度の景観事業の報告について

②景観アドバイザー制度の実施

景観アドバイザー制度とは

- ◆景観づくりの誘導施策として、建築物などの色彩、照明の分野における専門家が、周辺環境に調和させるためにどうしたらよいか、個別にアドバイスを行う制度
- ◆平成15年度から景観アドバイザー制度を開始

主なアドバイス内容

- ◆色彩計画：吉田 慎悟 氏
 - ▶建築物の外観や屋根等の色彩計画、鉄塔や橋梁等の工作物の色彩計画に関するこ
 - ▶建築物内外のサイン計画、案内板のデザイン、広告物のデザイン等に関するこ
- ◆照明計画：稻葉 裕 氏
 - ▶建築物内部や敷地内の照明計画、広場や道路等の照明計画、灯りイベントの計画に
関すること

相談日など

- ◆色彩のアドバイス：5回/年、照明のアドバイス：2回/年のアドバイス会議を予定
※隨時、メールアドバイスも実施
- ◆相談料：無料

◆令和7年度の景観事業の報告について

景観アドバイスの実施件数

※R7年度は令和7年9月末までの件数

年度	区分				施設内訳						
	総件数	色彩	照明	デザイン	案件数	商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	その他
R5	34	28	6	0	30	1	8	2	0	3	16
R6	26	18	8	0	20	1	3	4	1	4	7
R7	13	11	2	0	11	2	3	0	0	1	5

＜主なアドバイス内容＞

- ◆色彩：周辺環境との色の調和、色の組合せ、色の濃淡、経年による汚れを配慮した配色、アクセントカラーの使い方等について
- ◆照明：色温度、有効的な照明の機材や設置位置、コスト削減方法等について

今後の課題

- ◆これまでの取り組みにより、市内の景観のベースは整ってきており、アドバイスのノウハウも蓄積されている。また、景観づくりの意識が一定程度広がり、近年、景観に配慮された質の高い計画が多くなってきている。
- ◆アドバイス制度は一定の役割を果たしたものと考えられることから、今後は、個別案件ではなく、各地域の特色をいかした景観づくりを推進していくためのアドバイスをもらえるように、アドバイザー制度の在り方について検討していく必要がある。

◆令和7年度の景観事業の報告について

景観アドバイスの実績

物件名：ローズウッド（共同住宅）

区分：色彩

工事概要：外壁改修工事

2、3階外壁	10YR6.5/1	
1階外壁 アクセントカラー	10YR3/1	



- 落ち着いた雁木通りの町並みの色と揃えることが望ましい。
- 改修後は彩度を抑えた計画とすることが望ましい。
- 既存の鋼製雁木の色彩「10YR3/1」をベースにし、外壁の色彩を「10YR」で揃えると建物全体が調和する。

◆令和7年度の景観事業の報告について

景観アドバイスの実績

物件名：高田城址公園桜ロード、桜見本園

区分：照明

工事概要：ライトアップ用照明設備の設置

照明

上越の桜にふさわしい色



- ・どのようなライトアップにしたいのか、桜をどのように見せたいのか、イメージを持つことが一番大切である。
- ・桜ロードのライトアップについてLED灯を電球灯（パーカン灯）の色味に合わせることで、暗さが改善される。
- ・今後はライトの光源・単管パイプ・配線が目線に入らないようにグレードアップしていくことが課題である。

③南本町三丁目の景観まちづくり活動の主な取組

主な取組

- ◆上越総合技術高等学校の生徒さんと連携し、景観まちづくり活動を実施
▶夜間景観の向上のための空き家を活用した影絵を作成し、町内会のイベントに参加。イベント当日は、上越教育大学附属小児童も参加し、ポスターの展示や来訪者への説明を行った。



今後の課題

- ◆景観づくり重点区域の指定が最終目的ではないため、今後も住民主体で楽しみながら景観づくり活動を継続していくことが今後の課題である。
- ◆また、空き家問題やコミュニティの低下など、町内会の抱えている課題と合わせながら、景観まちづくりに取り組んでいく必要がある。

◆令和7年度の景観事業の報告について

④景観まちづくりの意識啓発のための情報発信

主な発信内容

◆安塚区朴の木地区の柳葉ひまわりの保全活動の情報発信

►子どもたちと地域の大人たちが協力して地域資源を保全している取組を紹介。



◆誰でもできる景観まちづくりの取り組みについて啓発

►「景観」は市民の共有財産であるとともに、一人ひとりができる取組について呼びかけ。



1.楽しむ

身の回りの「心地よい場所」をみつけて、共有しましょう。そのほかにも、果物や野菜を育てたり、庭の手入れをしたりすることも楽しみながらできる取り組みの一つです。

2.気遣いとマナー

ポイ捨てやゴミ出しのルールをまもることや、家の周りを掃除したりすることでも、そこを通る人や訪れた人が心地よいと感じる空間づくりにつながります。

3.住まい

新築やリフォームの際は、家の壁や屋根の色・材質を周りの建物や自然と合わせると統一感のある街並みをつくれます。そのほか、庭を緑化したり、堀を生垣にすることも効果的です。

景観はみんなの共有財産

景観は愛着や誇りを育み、心のよりどころとなる市民共有の財産といえます。暮らしている私たちが心地よい感じるようなまちになると、訪れる人たちにも上越の良さを感じてもらえることにつながります。

出来ることから
貢献しませんか？

今後の課題

◆各地域で様々な景観づくりに関わる取組がされているとともに、景観づくりの活動について、引き続き広く発信し、意識啓発を図っていく必要がある。